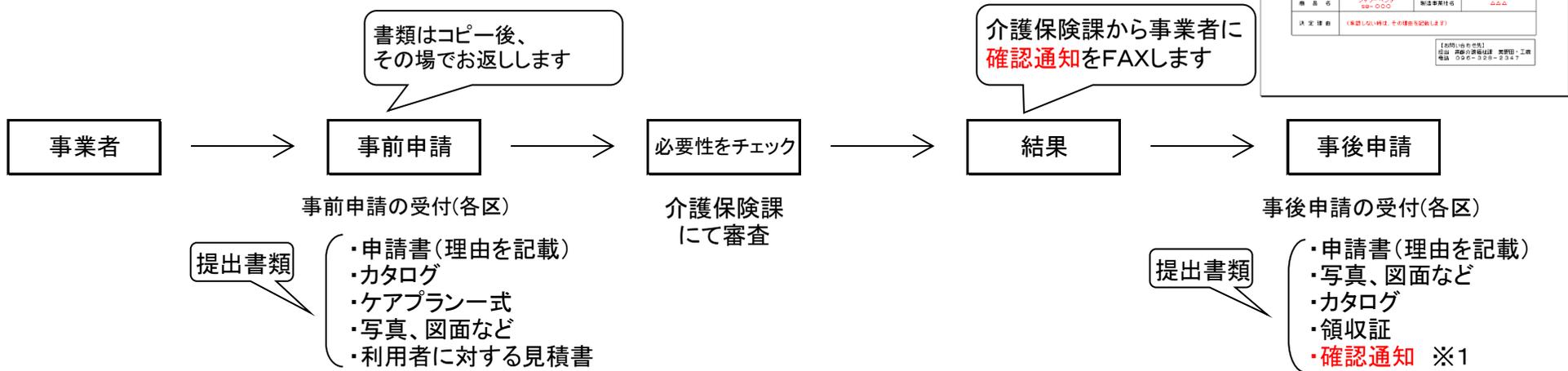


介護保険特定福祉用具 同一品目の再度の購入の流れについて

転居・破損等により同一品目を再度購入する場合には事前申請が必要となります。
該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。

初回の購入については今まで通り、購入後の申請のみで結構です。



(確認通知)

平成○○年△△月△△日

株式会社 ○○ 社
ひびき 支店 様

株式会社介護付介護福祉課長 山崎 英樹

介護保険特定福祉用具購入者(同一品目の再度の購入)向けの確認について(通知)

平成 年 月 日付で事前申請の受付された同一品目の再度の購入については、下記の
とおり決定しましたので通知します。

福祉用具番号	0000000000000000
前住居事業者	株式会社 ○○ 社
種別	福祉用具 (器具)
販売日	昭和10年 1月1日
住所	東京都中央区千代田1-1-1

承認する

申請理由	・ 破損等による交換・修理等 ・ 転居による設置場所の変更等
承認内容	・ 承認する ・ 承認しない理由
承認結果	承認する
承認理由	・ 理由を記載

商品名: シャワーベンチ 製造事業者: ○○○○

決定理由: (承認しない場合は、その理由を記載します)

【お問い合わせ先】
提出: 介護付介護福祉課 業務課 山崎 英樹
電話: 03-XXXX-XXXX

※ 前回購入した福祉用具の状態にかかわらず写真の提出が必要です

※ 転居により、以前の福祉用具が使用できなくなった場合は、それまで使用していた福祉用具のサイズ、使用スペースの寸法が記載してある図面の添付が必要です
さらに、転居後の使用スペースに福祉用具を配置した写真が必要です

※ 償還払いの際、被保険者以外の方の口座に振り込む場合は委任状が必要です

※1 通常の申請に加えて**確認通知**を添付し提出ください